

# 郡山市緑ヶ丘地区町内会連合会HP運用規程

(制定：平成28年4月17日/最終改定日：平成28年4月17日)

## 第1条 総則

この運用規程は、「郡山市緑ヶ丘地区町内会連合会ホームページ（以下、ホームページ）」運用の取り決めについて定める。ホームページの企画・作成・公開に当たっては、これらを適切に遵守しなければならない。

## 第2条 運用の目的

セーフコミュニティ郡山の理念に基づき、急速に発展したインターネット環境を利用している緑ヶ丘各町会の会員向けに、本連合会活動及び緑ヶ丘地区に関する情報をより迅速かつ正確に伝えるとともに、緑ヶ丘地区関係諸団体活動の活性化に向けた支援のツールとして積極的に活用することを目的に運用を行う。

## 第3条 運用委員会の設置

適切にホームページが運用されるよう「郡山市緑ヶ丘地区町内会連合会ホームページ運用委員会」を設置し、それぞれの役割を担う。

「郡山市緑ヶ丘地区町内会連合会ホームページ運用委員会」組織及び任務

HP 運用委員会	連 合 会 役 職	数	任 務
委 員 長	連 合 会 会 長	1	ホームページ管理・運用について適切な指導を行い健全な管理・運用 設置者・情報公開可否権限者
副 委 員 長	連 合 会 副 会 長	1	委員長の任務の補佐
委 員	連 合 会 役 員		行事、その他の情報収集及び提供
ネットワーク 担 当 者	H P 担 当 役 員	1~2	サーバー及びコンテンツの管理・運用・公開の実務

## 第4条 公開情報の制限

公開情報は、次に定める「公開禁止情報」を除くものとする。

### 公 開 禁 止 情 報 （ 情 報 の 保 護 ）

禁止の理由・目的	公 開 禁 止 内 容
個人情報の保護	氏名と電話番号・住所・Eメールアドレス、生年月日等の個人特定要素を連結させた情報は公開禁止とする。 連合会役員が連合会業務上必要な連絡先として、個人の許諾の上、電話番号・Eメールアドレス等を記載する場合を除く。
著作権の保護	第三者の著作物（書籍、写真、画像、データなど）を著作者の許諾を得ずに本ホームページで公開してはならない。 許諾時はその故、ページ上に明記する。
情報の健全性確保	第三者を誹謗中傷、または第三者に不利益等をもたらすもの 犯罪行為に結びつく恐れのあるもの 法律に違反するもの 公共の福祉に反するもの 教育上不適切なもの
そ の 他	情報公開可否権限者が不適切と判断するもの

## 第5条 情報収集

連合会及び各登録関係団体の情報提供担当者は、新たな情報の掲載が必要な場合は、ネットワーク担当者に情報を提供する。

## 第6条 情報公開

公開する情報は、情報公開可否権限者の承認を得た上で、ネットワーク担当者がサーバーに送信して公開する。

閲覧者を限定する必要がある情報については、パスワードを設定し公開する。パスワードは定期的に変更する。

## 第7条 情報公開サーバー及びドメインの選定

情報発信はレンタルサーバー上で運用するとともに、独自ドメインを取得する。

当分の間、独自ドメインは「midosapo.com」とする。

レンタルサーバー及び独自ドメイン、その他にかかる維持管理費は連合会定期総会の承認を得て、連合会本会計より支出する。

レンタルサーバー会社との契約内容及び費用について、毎年度2月、運用委員会において審議し、変更等の必要がある場合は、承認を得た上で必要な手続きを行う。

## 第8条 危機管理

自然災害やレンタルサーバーの障害に備え、レンタルサーバー運用にかかる接続情報（アカウント情報、パスワード等）の管理、ホームページ関連全データの保存を適切に行う。

公開禁止情報の誤発信防止のため、情報公開可否権限者の責任のもと、細心の注意を払い、適正な管理・運用の徹底を図る。

## 第9条 本規程の改定

本規程の改定は、第3条に定める「郡山市緑ヶ丘地区町内会連合会ホームページ運用委員会」にて審議し、施行する。

## 第10条 附 則

本規程の制定・改定は以下の通りである。

制定：平成28年4月17日 郡山市緑ヶ丘地区町内会連合会ホームページ運用委員会により承認・制定。